

議案第 78 号

つくばジオミュージアム条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 5 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくばジオミュージアム条例

(設置)

第 1 条 本市の地域資源である筑波山地域ジオパーク（以下「ジオパーク」という。）に親しみ、その魅力を学び、体験する機会を提供することで自然を大切に
する心を育むとともに、ジオパークを教育及び地域振興に活用することにより、
持続可能な地域の発展に寄与するため、つくばジオミュージアム（以下「ミュージアム」という。）をつくば市北条4160番地に設置する。

(事業)

第 2 条 ミュージアムは、次に掲げる事業を行う。

- (1) ジオパークの調査、研究及び保全に関すること。
- (2) ジオパークに関する資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (3) ジオパークの普及啓発に関すること。
- (4) ジオパークの教育及び地域振興への活用に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ミュージアムの設置の目的を達成するために市

長が必要と認めること。

(休館日及び開館時間)

第3条 ミュージアムの休館日及び開館時間は、規則で定める。

(利用者の遵守事項)

第4条 ミュージアムを利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 危険物を持ち込まないこと。
- (2) 所定の場所以外において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) その他規則で定める事項

(入館の制限)

第5条 市長は、前条各号のいずれかに違反し、又は違反するおそれがあると認められる者については、ミュージアムへの入館を禁止し、又はミュージアムからの退館を命じることができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ミュージアムを保全し、又は利用者の危険を防止するため、ミュージアムの施設、附属設備及び展示物(以下「施設等」という。)の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) ミュージアムに関する工事のため、やむを得ないと認められるとき。
- (2) 施設等の破損その他の理由により利用が危険であると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ミュージアムの管理上必要があるとき。

(損害賠償)

第6条 利用者は、施設等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 11 月 3 日から施行する。
(つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)
- 2 つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例 (平成 20 年 つくば市条例第 16 号) の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

50 つくばジオミュージアム

(提案理由)

つくばジオミュージアムを開設することに伴い、その設置及び管理について定めるため、この条例案を提出するものである。

つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年つくば市条例第16号）新旧対照表

（附則第2項関係）

改正後	改正前
本則・附則（略） 別表（第2条関係） 1—49（略） <u>50 つくばジオミュージアム</u>	本則・附則（略） 別表（第2条関係） 1—49（略）